

運 営 規 程

医療法人社団 白美会
介護老人保健施設さくら苑

介護老人保健施設さくら苑施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団白美会の開設する介護老人保健施設さくら苑（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 当施設では、施設サービス計画に基づき看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにするとともに、在宅復帰や在宅生活の継続を支援することを目的とする。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定める。

当施設は、法の基本理念に基づき、入所者の処遇に万全を期するものとする。

- ① 入所者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す。
- ② 入所者の人間性を重視し、公平・平等のもとにきめ細かなサービスを入所者の立場に立って援助する。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本方針とする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設さくら苑
- (2) 開設年月日 平成25年10月1日
- (3) 所在地 新潟県加茂市千刈二丁目8番13号
- (4) 電話番号 0256-53-5353 FAX番号 0256-53-5352
- (5) 管理者 中山 卓
- (6) 介護保険事業所番号 介護老人保健施設（ 1550980021 ）

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設の従業者の職種及び員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者（医師兼務） 1名
- (2) 看護従業者 10名以上
- (3) 介護従業者 24名以上

(4) 介護支援専門員	1 名以上
(5) 支援相談員	1 名以上
(6) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1 名以上
(7) 管理栄養士	1 名以上
(8) 事務員	3 名以上
(10) 薬剤師	同一法人内の白根大通病院で薬剤管理を行う。

(従業者の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護従業者は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護従業者は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定および要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 事務員は、経理、レセプト作成、窓口業務等事務業務全般を行う。
- (10) 送迎車両運転手は、入所者を安全運転の下に、当施設又は入所者自宅まで送迎を行う。
- (11) 薬剤の管理は、同一法人内の白根大通病院が行う。

(入所定員)

第 7 条 当施設の入所定員は、100 名とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

- 第 8 条
- 1、当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状・心身の状況に照らして行う適切な医療及び看護、医学的管理の下における介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。
 - 2、管理栄養士を配置し栄養ケア・マネジメント計画を作成する。
(医師の指示に基づき療養食の提供も行う。)
 - 3、理学療法士等を配置しリハビリテーションを実施する。

(入所者負担の額)

第9条 入所者負担の額は以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料金を、重要事項説明書掲載の料金により支払いを受ける。

＊ 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の入所者の自己負担額については、別途相談に応じる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 当施設の利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--|
| ・ 食事 | 特段の事情がない限り当施設の提供する食事をとる。食費は第9条に利用料として規定されるものであり、当施設は第8条の規定に基づき入所者の栄養状態に応じた食事を提供する。 |
| ・ 面会 | 午前8時30分から午後8時00分
受付に備え付けの面会簿に記入する。 |
| ・ 外出・外泊 | 所定の許可申請書を提出する。 |
| ・ 飲食・喫煙 | 健康管理上の理由、他入所者への迷惑等で制限することがある。喫煙は全館禁煙とする。 |
| ・ 火気の取り扱い | 火気類の持込は、一切禁止する。 |
| ・ 設備・備品の利用 | 安全の観点から使用については許可制とする。（刃物類の持込は禁止とする。） |
| ・ 所持品等の持込 | 他の入所者の迷惑になる品については制限する。 |
| ・ 金銭・貴重品の管理 | 紛失等については保証しかねるため、常時身につけるもの以外は持込を禁止する。 |
| ・ 外泊時等の施設外での受診 | 原則禁止とするが、緊急の場合はその限りでない。 |
| ・ 宗教活動 | 個人での宗教は自由だが、他の入所者に迷惑のかかるような宗教活動については禁止する。 |
| ・ ペットの持込 | 原則禁止だが、アニマルセラピーの面から施設として持込むことがある。 |
| ・ お菓子の持込 | 生ものは1度で食べきれる量とする。（食中毒防止の為。） |
| ・ 他の入所者への迷惑行為は禁止する。 | |

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者は防火管理者講習を修了した従業者を充てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に充てる。
- (6) 防火管理者は従業者に対し防火教育、消防訓練を実施する。
防火教育及び総合訓練（消火、通報、避難）…年2回（うち1回は夜間想定）
非常用災害設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

（従業者の服務規律）

- 第12条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上を心がける。

（従業者の質の確保）

- 第13条 従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

（従業者の勤務条件）

- 第14条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団白美会の就業規則による。

（従業者の健康管理）

- 第15条 従業者は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事するのは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

- 第16条
- 1、入所者の利用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。
 - 2、食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水周り設備、厨房設備等の衛生管理を行う。
 - 3、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなくてはならない。
 - 4、定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

- 第17条 当施設従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。当施設従業者が本規定に反した場合は、状況に応じ対応を図る。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2、施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対して調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 1、地震等非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2、運営規程の概要、当施設従業者の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。

3、本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、「新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第17号)その他の関係法令等に定める内容を遵守し、医療法人社団白美会と当施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

4、当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者などの生命又は身体を保護するためなど緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその容態および時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。

この運営規程は、令和7年4月1日より施行する。